

国立研究開発法人土木研究所の人材活用等に関する方針

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所（以下、「研究所」という。）の研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を以下のとおり定める。

1. 基本方針

研究所は、土木技術に対する社会的要請を的確に受け止め研究開発等を行い、優れた成果の創出により社会への還元を果たすことを使命としている。この使命を確実に達成するため、研究所は研究開発力の根源である人材への投資を重視し、第4期中長期目標期間中に開始した国家公務員試験合格を要件としない新たな方式による新規採用・経験者採用を引き続き積極的・計画的に実施することにより、土木分野に限らず土木研究所の将来を担う多様な人材の確保を図る。また、人材の活用のために、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取り組みを強化していく。

2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用

(1) 若年研究者の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- ・新規採用研修、研究資質向上研修、研究発表会等の実施により、若年研究者の資質向上の取り組みに努める。
- ・技術指導業務に帯同させる等により、若年研究者に現場経験を積ませるよう努める。
- ・在外研究員制度の活用により、若年研究者の海外への派遣に努める。

(2) 女性研究者の能力の活用のための取り組み

- ・育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、早出・遅出勤務等の各種制度により、家庭と研究の両立を図るための環境整備に努める。
- ・女性研究者向けの外部セミナー受講の機会の提供に努める。

(3) 外国人研究者の能力の活用のための取り組み

- ・研究テーマや研究のニーズに合わせて、研究員の国際公募を実施し、外国人が応募しやすい環境の整備に努める。

3. 卓越した研究者等の確保

(1) 卓越した研究者等の確保のための取り組み

- ・卓越した研究者等については、個別に処遇等を決定する等柔軟な運用に努める。
 - ・招へい研究員の招へい、招へい型の任期付研究員の採用等により、卓越した研究者等の確保に努める。
- (2) 研究者の努力に報いるための措置
- ・人事評価システムにより、職員の能力や実績を適切に給与や処遇に反映する。
 - ・顕著な業績を挙げたものに対し表彰を行う理事長表彰制度の適切な運用を行う。
- (3) 研究の環境整備に関する取り組み
- ・卓越した研究者等が研究に専念できる環境を提供するため、施設・設備等の計画的な整備に努める。
4. 研究開発等に係る人事交流の促進
- (1) 人材の流動性を高めるための環境整備
- ・国土交通省、農林水産省等との人事交流を計画的に行う。
 - ・職員が専門としない研究領域の支援、緊急的に実施すべき研究の支援を目的とした任期付の非常勤職員である専門研究員の活用に努める。
5. その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るもの
- (1) 研究意欲、資質等の向上に関する取り組み
- ・職員に対し、学位（博士）、資格（技術士等）の取得の奨励に努める。